

## 平成 21 年度社会福祉法人原町成年寮 事業計画

### 一 はじめに

平成 20 年度は念願の地域生活援助センタービルの購入と新たな通所事業の開設、奥戸福祉館製パン事業の販路拡大のための店舗の確保と、法人の事業が大きく拡大した年だった。また、昭和 33 年に法人の前身である桐友教育研究所開設から数えて 50 年目の節目の年にあたり、50 周年記念行事を行い、無事終えることができた。

今年度は事業の拡大に伴い、法人関係職員も 170 名を超える数となる。

私たちの仕事は原町成年寮を利用している利用者一人一人がより豊かな人生を歩めるように支援することである。利用者は、昭和 37 年に通勤センター原町成年寮が開設された時の利用者 2 名を始めとして、通勤寮の利用を開始したばかりの 17 歳から 76 歳までの年齢幅があり、障害の程度も発達障害の部類に入る方から、全面介助が必要な利用者までさまざまである。利用者の年齢・障害の程度・人生経験や特性に合った支援の方法が求められる。

一方で職員数が増えることは、経験の浅い人材が多くなることであり、相対的に職員集団の指導力が落ちることでもあり、これは新たな課題と言える。

自立支援法の見直しが実施され、利用者負担における資産用件の撤廃や新体系移行の補助金が経過期間の 23 年度末まで継続されることになり、一定の前進をみた。このことにより新体系への移行は促進されると考えられる。しかし通勤寮の移行は未だ不透明なままである。だが、原町成年寮全体で言えば、もともと就労と地域生活という自立支援法でうたわれている理念を実践してきた実績から、利用希望者はこれからも続くことが予想される。

原町成年寮はかつて運動体を指向してきた。利用者の支援の必要性から出発し、実践を先行させ制度化を実現することが運営の大きな柱となっていた。また法人内事業の連携によってより確かな利用者支援の実現に努めている。いまこの理念と支援方法を形にすることが求められている。

### 二 社会福祉法人原町成年寮の基本理念

- ① 就労・社会生活能力の向上のための支援
- ② 豊かな人生を送ることの支援
- ③ 地域社会への貢献

### 三 今年度重点目標

- ① 職員の支援力の向上・人材育成
- ② 法人内ケアマネジメント体制の構築

## 四 事業計画

- ①人権に配慮した支援に取り組む
  - すべての事業活動の柱となるものであり、基本姿勢である。
- ②重点目標に沿った活動の実施
  - 人材育成のための系統的な研修の実施
  - 部門別のケアマネジメント会議の実施
  - 各施設と事業の連携による利用者支援にとりくむ
- ③法人組織体制の整備と明文化
  - 法人組織規定の制定と必要な会議の開催
- ④新たな事業展開のための準備作業（第四次プロジェクト）
  - 重度障害者の生活支援にむけて、担当者を配置して人材の育成や研修の実施必要な環境整備にとりくむ
  - 居宅介護事業の開設にむけた準備に取り組む
  - 増加する日中活動利用者のための活動場所の確保
- ⑤各事業の主な取り組み（各事業計画参照）
  - 共同生活介護・援助事業（グループホーム・ケアホーム）
    - ア 増加する利用希望者のためにいくつかのユニットを増設
    - イ 地区センターの強化及び独立の支援
    - かねてから要望のあるすみだセンターの独立化（NPO 法人化）の支援
    - ユニットが増加したあらかわセンターを業務委託から直営化（常勤職員化）
  - 葛飾通勤寮
    - ア 個別支援計画に基づく計画的な利用者支援
    - イ 体験入寮事業の円滑な運営
    - ウ センター職員との連携によるグループホーム運営
    - エ 就労移管支援事業との連携による就労支援
    - オ 民間移譲後を見据えた将来展望の確立
  - 奥戸福祉館
    - ア 新体系への円滑な移行（生活介護事業・就労継続支援事業 B 型）
    - イ 利用者送迎体制の確立
    - ウ 製パンを柱とする自主生産品の売り上げ増と工賃アップ
    - エ 給食センター（キッチン KISS）の安定化
  - 生活介護事業所（アンジュ）
    - ア 多様な利用者に対する日中活動の提供
    - イ 安定した作業環境の実現
  - 就労移行支援事業所・職場適応援助事業

- ア 就労チーム・ジョブコーチと連携した職場開拓・定着支援
  - イ 企業内授産場の確保
  - ウ 人材の確保と育成
- ⑥本人部会設立のための準備・支援活動の実施

## 五 日常の運営

- ①生活支援部門（通勤寮、共同生活介護・援助事業）で実施してきた、合同日例ミーティングは廃止し、各事業で独立して実施する。  
（ただし、日常的に利用者の動向を把握する必要があるので、記録の交換は実施）
- ②生活支援部門（通勤寮・共同生活介護・援助事業）の合同職員会議は廃止する。独立して職員会議を開催する。
- ③理事会・評議員会の報告や重要な法人運営の周知のために、原則的に寮長が各職員会議に出席する。
- ④法人組織規定により事務局が理事会・評議員会の決定に基づき日常の法人運営にあたる。事務局は寮長が主催するが、業務拡大に対応して副寮長ポストを設ける。
- ⑤ケアマネジメント会議を開催するが、各会議は議事録をとり、閲覧に供する。
- ⑥法人組織規定（実施予定）により、あらたに職員からの具体的な提案を受ける機関として事業評価改善委員会を設ける。  
この委員会は原則年3回開催し、法人及び事業運営に反映させるようにする。